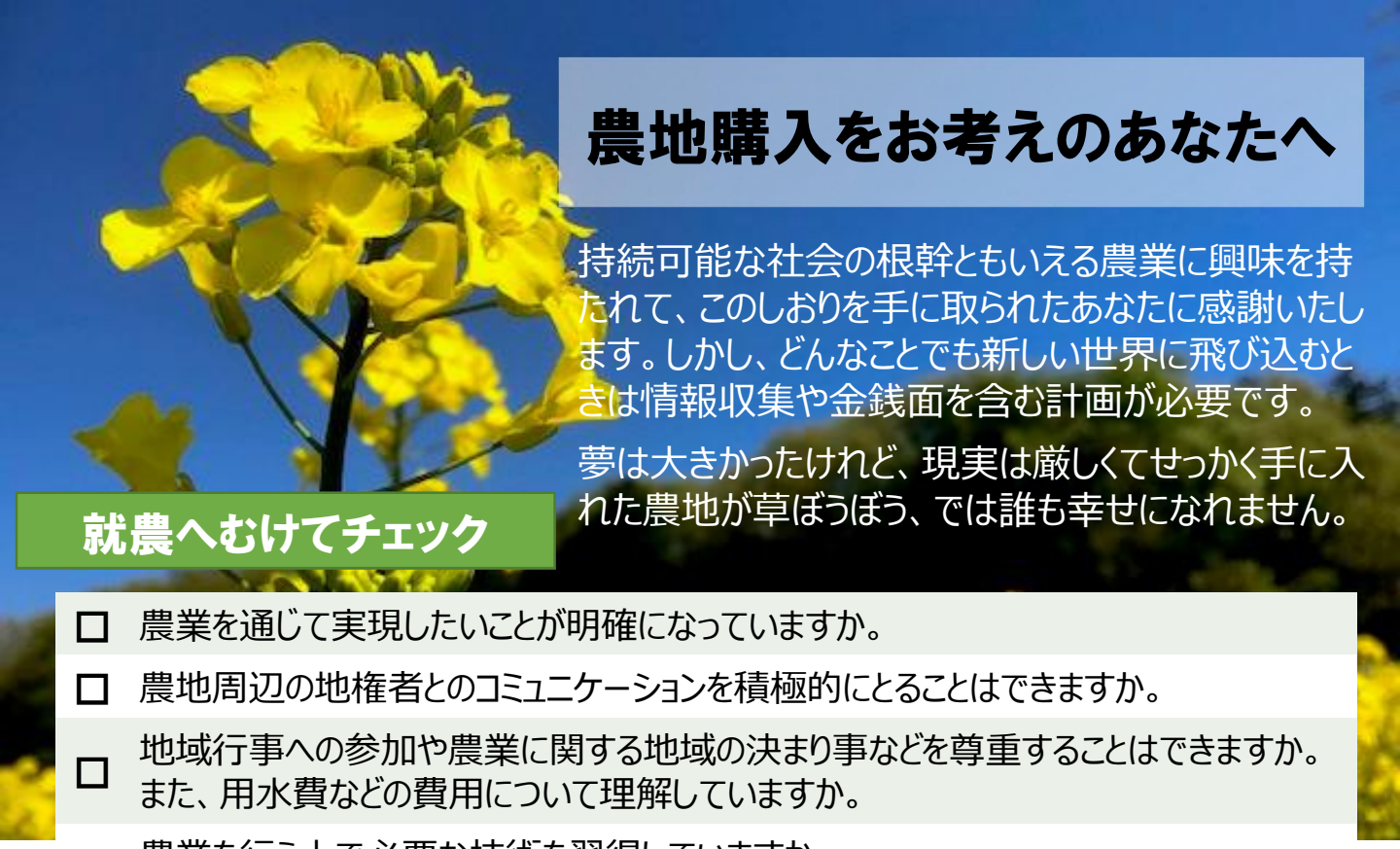

農地購入をお考えのあなたへ

持続可能な社会の根幹ともいえる農業に興味を持たれて、このしおりを手に取られたあなたに感謝いたします。しかし、どんなことでも新しい世界に飛び込むときは情報収集や金銭面を含む計画が必要です。

夢は大きかったけれど、現実は厳しくてせっかく手に入れた農地が草ぼうぼう、では誰も幸せになれません。

就農へむけてチェック

- ☐ 農業を通じて実現したいことが明確になっていますか。
- ☐ 農地周辺の地権者とのコミュニケーションを積極的にとることはできますか。
- ☐ 地域行事への参加や農業に関する地域の決まり事などを尊重することはできますか。また、用水費などの費用について理解していますか。
- ☐ 農業を行う上で必要な技術を習得していますか。または技術習得の目途はたっていますか。
- ☐ どのような農業経営を行うか（栽培品目、経営面積）などが定まっていますか。
- ☐ 自己資金をふくめた資金計画を立てていますか。
- ☐ 収穫物の販売など、農作物をお金にするためのビジョンがありますか。
- ☐ 技術を磨いたり、自身の農業への適性を知ったりするためには、いきなり農地を買うのではなく、農地を借りることから始めることも可能なことを御存じですか。
- ☐ 農地の所在や面積等によっては許可ができない場合もあることを御存じですか。
- ☐ 兼業（半農半X）の場合、農業と他の仕事とのバランスを考慮していますか。
- ☐ 営農に必要な農機具等の準備や必要な免許の取得などはできていますか。
- ☐ 従事日数や自宅からの距離（農機具運搬を含む）に無理はありませんか。

不安がある場合は、話を進める前に関係機関へ相談することをお勧めします。

技術指導・法人化	補助金・指導者紹介	農地集積・就農手続き
埼玉県大里農林振興センター 住所 久保島1373-1 電話 048-523-2814	熊谷市農業政策課 住所 弥藤吾2450 電話 048-588-9990	熊谷市農業委員会 住所 弥藤吾2450 電話 048-501-5501

CAUTION

農地法第３条による農地取得は、農地を農地として有効に利活用していくためという目的に限られています。
開発を伴う計画をお持ちの方は農地法第４条又は第５条による転用による取得となりますのでご注意下さい。